

倉敷市社会福祉施設等整備計画

(令和8年度日中サービス支援型共同生活援助 創設等整備分) 募集要領

令和7年6月23日

倉敷市保健福祉局

1 趣旨

障がい福祉サービスの入所施設を運営する社会福祉法人が行う日中サービス支援型共同生活援助施設整備に対して助成を行うことにより、経営の安定と入所者の地域移行の促進及び処遇向上を図る。

2 募集対象施設等

施設種別	整備区分	整備地区	整備規模
日中サービス支援型 共同生活援助施設 ※1	創設等 ※2	市内全域	定員40人以内 ※3 (地域移行として入所施設 を廃止又は定員減し、その 減じた数以下とする) ※4

※1 「共同生活援助」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条17項に定めるサービスをいう。

また、「日中サービス支援型共同生活援助」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）第213条の2～11に定めるサービスをいう。

※2 既存建物を活用した整備も可とする。

※3 1つの共同生活住居の定員は4～10人とする。（短期入所（ショートステイ）の定員は除く。）

※4 整備後施設の利用者は、原則、倉敷市が支給決定をした者に限る。

3 整備年度

令和8年度中に本体工事に着手し、当該年度中に整備が完了すること。また、整備完了後できるだけ速やかに施設入所者の地域移行を行うこと。

4 計画選定後の留意事項

- (1) この募集要領における施設整備補助金を活用した日中サービス支援型共同生活援助施設整備は、倉敷市社会福祉施設整備等審査会（以下「審査会」という。）において選定され、かつ、国の補助制度等に本市の整備計画が採択されるとともに、当該補助に係る予算が倉敷市議会において議決された場合に施設整備を行うものとする。
- (2) 審査会において選定された団体であって、計画が令和8年度中に国において選定されなかった場合には、令和9年度整備分の整備予定団体としての権利を有することとし、国へ優先的に補助協議を行う。

5 募集期間・応募方法

(1) 募集期間

令和7年6月23日（月）から令和7年9月19日（金）午後5時15分まで

(2) 応募方法

所定の応募書類（事業計画書）に必要事項を記入し、募集期間内に持参し、受理されること。（郵送は不可とする。）

(3) 提出部数等

A4判ドッチファイル（色指定なし）に、番号入り仕切紙（仕切紙に番号入りのインデックスを付ける。）を挟み、3部提出すること。なお、提出された事業計画書は、返還しない。

(4) 注意事項

次に掲げる場合の事業計画書は、受理しないので注意すること。

ア 募集の条件に適合しない場合

イ 令和8年度中に、本体工事に着手し、かつ、当該年度中に整備完了が見込めないと判断される整備計画の場合

ウ 書類の不備が認められる場合

(5) 応募・問合せ先

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地

倉敷市保健福祉局保健福祉推進課

TEL 086-426-3303

なお、応募書類等は、次のホームページからダウンロードすること。

6 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす社会福祉法人

- (1) 市内に法人本部を有しており、市内で施設入所支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条10項に定めるサービス）を現に運営していること。
- (2) 法人及び法人の代表者に税（国税、岡山県税及び倉敷市税）の滞納がないこと。
- (3) 本市の障がい福祉施策を十分に理解し、積極的に協力する用意があること。

7 審査方法

- (1) 施設整備に係る審査・選定は、審査会において行う。
- (2) 審査する項目に基礎項目と評価項目を設け、基礎項目のうち必須とする項目に一つでも不適合があれば審査対象外（失格）とする。基礎項目及び評価項目を採点し、選定基準点を満たした計画のうち上位の計画から補助協議の対象施設として選定する。

8 今後のスケジュール（予定）

- | | | |
|------|-------|--|
| 令和7年 | 11月頃 | 事業計画に対する詳細をヒアリング |
| | 12月下旬 | 審査会において、整備対象となる事業計画を選定（法人によるプレゼンテーションも審査する。） |
| 令和8年 | 1月 | 選定された事業計画の法人名・代表者名等を公表 |

9 施設整備の方針

(1) 建物及び設備計画

ア 建物及び設備計画は、都市計画法、都市再生特別措置法、建築基準法、消防法、国通知及びその他関係法令等の規定に適合するものであること。事前に関係部局と協議し、必要な許認可等を受けることができる計画であること。

イ 倉敷市福祉のまちづくり条例（平成9年倉敷市条例第24号）第3章第1節に定める生活関連施設の規定に適合するものであること。

ウ 減災対策、感染症対策及び環境に配慮した計画とするよう努めること。

(2) 資金計画

既存の事業に影響を与えることなく、用地取得費、造成費、建築費、設備費、工事事務費、運転資金及び償還財源等を確実に保有するとともに、補助額の減少や事業費高騰等不

測の事態に対応できるよう余裕をもった資金計画とし、予備費を計上していること。また、整備後においても健全、かつ、安定した事業運営が確認できる計画であること。

(3) 補助金の額

計画する上での補助金の額は、倉敷市民間社会福祉施設等整備費補助金交付要綱等により算出された額とする。ただし、補助金の額を確定させるものではない。

(4) 用地

ア 計画地については、事前に関係部局と協議し、開発の許可等を受けることができる計画であること。

イ 用地は、法人の所有又は国や地方公共団体からの貸与（使用許可）を原則とする。ただし、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記する旨の確認書類があれば、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受ける計画でも差し支えない。なお、事業の安定性・継続性確保の観点から、既に抵当権が設定されている土地については、原則的には認められない。

ウ 災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、津波災害特別警戒区域、浸水被害防止区域への創設等は原則的には認められない。

(5) 借入金

借入れは、福祉医療機構からの融資、市中銀行と福祉医療機構との協調融資、市中銀行からの単独融資のいずれかとする。ただし、市中銀行からの単独融資は、担保提供が無い場合に限り認める。なお、協調融資による借入れを計画する場合は、福祉医療機構に事前に相談し、借入超過にならない範囲内での借入計画であること。

(6) 地域住民との調整

計画地域における住民に対し、理解と協力を得られるよう施設整備に関する説明会を行うとともに協議録を作成すること。また、隣地地権者等から同意書を取得すること。

ただし、土地の一筆又は複数筆の一部を新たに事業計画地として使用する場合には、同意書を求める隣接地権者の範囲について、事前に保健福祉推進課に確認を行うこと。

なお、説明すべき地域の範囲については、地域の実情を十分に把握し判断すること。説明すべき地域の範囲について疑義がある場合には、事前に保健福祉推進課に確認を行うこと。

10 その他

- (1) 審査会において補助協議対象施設として選定された場合にあっても、その時点で当該補助が確定したわけではなく、当該補助に係る予算が倉敷市議会において議決され、かつ、国補助等の内示が得られた場合にのみ補助対象となることに留意すること。
- (2) 施工業者等の選定は補助金の内示後に行うこと。また、施工業者等の選定に当たっては、倉敷市の契約方法に準拠した入札を行うこと。なお、工事入札については、設計者は参加できない。
- (3) 応募書類の作成に伴う一切の費用は、応募者の負担とする。
- (4) 応募された事業計画は、審査会において、資金計画や建築計画等を総合的に審査し選定されるものであるため、選定された事業計画は当然に遵守すべきものである。したがって、原則として変更は認められないため、十分に検討を行った上で、実施可能な計画として応募すること。なお、選定以後に計画変更が判明した場合には選定を取り消す場合がある。
- (5) 応募書類は、提出書類目録で確認すること。なお、提出書類及び内容に疑義が生じた際は、市に対し速やかに確認及び協議を行うこと。
- (6) この要領で示している対象事業は、現時点で国（県）が示す整備方針に基づいたものであり、今後、変更や補助対象外となる可能性があることに留意すること。
- (7) 国の定める耐用年数に満たずに補助金の交付を受けて取得した財産の処分（事業の廃止等）を行う場合、補助金返還の可能性のあることに留意すること。